



# 流産等を経験された方へ



佐伯市では、妊娠された方の経済的支援として「妊婦のための支援給付金」を実施しています。妊婦のための支援給付は、妊婦給付認定申請により妊娠1回につき5万円、妊娠している胎児の届出により、胎児ひとりにつき5万円の妊婦支援給付金が支給されます。流産・死産・人工妊娠中絶を経験された方も対象になります。

※市独自事業(さいき未来ギフト事業給付金)の追加交付10万円については対象となりません。

## 1. 妊婦のための支援給付の支給対象者

- 産科医療機関で妊娠の確認を受けた。(胎児心拍が確認されている)
- 申請、届出日(市の受付日)時点で妊婦・産婦(妊婦であった者も含む)の住民票が佐伯市にある。
- 当該妊娠に対して、他の自治体支給分を含めて妊婦のための支援給付等(クーポン券、ポイント等を含む)の申請・受給をしていない。

## 2. 申請方法

申請に必要なもの

- 死産届の写しまたは医師による胎児心拍確認及び胎児の数を証明する診断書等  
医師の証明書等の発行にかかる費用の助成はありませんので自己負担になります。費用は医療機関によって異なるので、各医療機関にお尋ねください。
- 本人(妊産婦)確認書類(マイナンバーカード・運転免許等)
- 妊産婦名義の振込口座が確認できる金融機関の通帳、またはキャッシュカード

申請場所 佐伯市こども家庭センターまある 電話:0972-23-4515

※来所の際は事前に電話連絡をお願いします。

受付:月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時30分

※休日および年末年始を除く

## 3. 申請期限

- 妊婦給付認定申請 :胎児心拍が確認された日から2年を経過する日まで
- 胎児の数の届出 :流産・死産等から2年を経過する日まで

## 問い合わせ

佐伯市こども福祉課 こども家庭センターまある (佐伯市役所 2階)

電話 0972-23-4515

## 流産等を経験された方へ

佐伯市では、流産・死産等でお子様を亡くされたご家族へ、  
下記のようなサービスや相談窓口をご紹介します。



### サービスや手続き

#### ○ 産後ケア事業

産後のこころとからだのケアのサポートを目的に死産や流産を経験された方も産科医療機関  
助産所・自宅等で産後ケア(宿泊・日帰り型・訪問型)を利用することができます。

問い合わせ: 佐伯市こども家庭センターまある 電話0972-23-4515

#### ○ 産後休業

対象者:妊娠4か月以降に流産・死産をした労働者

内 容:事業主は、原則8週間、当該労働者を就業させてはなりません。

(本人が請求し、医師が支障がないと認めた業務に就く場合には6週間でも可。)

#### ○ 母性健康管理措置

対象者:流産・死産後1年以内の女性労働者(妊娠の週数は問わない)

内 容:医師等から出血や下腹部痛等への対応として一定期間の休業の指導が出されることが  
あります。事業主は、健康診断を受けるための時間の確保や、医師等からの指導事項を  
守ることができるようにしなければなりません。

#### ○ 出産育児一時金

妊娠12週(85日)以降の流産・死産の場合であれば、支給されます。ご加入の健康保険組合に  
お問い合わせください。

### 相談先



#### ○ 佐伯市こども家庭センターまある

保健師や助産師、臨床心理士が電話や訪問等にて、お話をお伺いさせていただきます。

お問い合わせ: 佐伯市こども家庭センターまある 電話 0972-23-4515

#### ○ おおいた不妊・不育相談センター hopeful(ホープフル)

不妊症・不育症のご相談をお受けします。流産、死産、周産期死亡等のペリネイタルロスにも  
寄り添います。同様の想いを抱える人たちが集う分かち合いの場を提供しています。

ご相談・お問い合わせ:大分不妊・不育相談センター 大分大学医学部附属病院2階

電話:080-1542-3268 火曜～金曜 12:00～20:00

土曜 12:00～18:00

HP: <https://hopeful.wp.med.oita-u.ac.jp>

センターについては  
こちら→

